(削除)	に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十で、なめに必要な財源の確保を実施する。 とする。 とする。 とする。 とする の を を 活用して、確保 を 実施する。 とする。 とする の に と の の を を 活用して、確保 を 実施する の を の 発行に よる の を の 発行に よる の と し、平成二十 の 規定 の が の が で で で で で で が が で で で で で で で で
等 特例) 特例) 特例) 特例) 特例) 年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、同	の入れられる繰入金を活用して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
	て、確保するものとし、平成二十三年度に持ち、一項の規定により財政とし、平成二十三年度にあっては平成二十三年度にあっては平成二十三年度にあっては平成二十三年度にあっては平成二十三年度におり、一項の規定により財政投融資金を活用して、確保がら一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一般、一
	のとするものとする。 確保するものとする。

- 15 -

例により算定して得た差額に相当 用に係る同号ハに規定する額の げる数で除して得た数を乗じて得 寡婦年金の給付に要する費用の額 四条第一項各号 びに昭和六十年改正法附則第三十 則第十四条第二項に規定する額並 ろにより、当該額及び同年度にお する額を負担する。この場合にお 分の一に相当する額を除く。 定する老齢年金の給付に要する費 た額の合算額及び同項第五号に規 及び第九号を除く。) 後の国民年金法第八十五条第一 えられた第四条の規定による改正 項及び第三項の規定により読み替 六十年改正法附則第三十四条第二 項及び第十四条第一 合に生じるものと見込まれる運 金勘定に繰り入れられたとした場 いて当該額が年金特別会計国民年 いて、政府は、予算で定めるとこ 合算額のほか、前条前段の規定の に同号イに掲げる数を同号口に掲 (同項第四号に規定する者に係る 一号及び第三号に掲げる額、 (第 項並びに昭 一号、第六号 に掲げる額 用 附 項 0 和

- 16 -

場合において、当該特定年度の前年度がは第十六条の二 特定年度の前年度がは	2 (略)	確保が図られる年度を定めるもの。")"により所要の安定した財源の附則第三十二条の三において同じ	的な改革をいう。次条第一項及び規定に従って行われる税制の抜本	年法律第十三号)附則第百四条の一部を改正する法律(平成二十一	制の抜本的な改革(所得税法等の第十六条 特定年度については、税						
場合において、当該特定年度の前平成二十四年度以後の年度である第十六条の二 特定年度の前年度が	2 (略)			を定めるものとする。 定した財源の確保が図られる年度	制の抜本的な改革により所要の安第十六条 特定年度については、税	る。 4 5 1 1 1	手金特別会計国民手金勘定に繰りる財源を活用して、一般会計から	う。以下同じ。) により確保され行われる税制の抜本的な改革をい	号)附則第百四条の規定に従ってる法律(平成二十一年法律第十三	改革(所得税法等の一部を改正す	るまでの金額を、税制の抜本的な収入に相当する額の合算額に達す
場合において、当該特定年度の前平成二十四年度以後の年度である第十六条の二 特定年度の前年度が	2 (略) とする。	確保が図られる年度を定めるもので、これの所要の安定した財源の附則第三十二条の三において同じ		年法律第十三号)附則第百四条の一部を改正する法律(平成二十一	制の抜本的な改革 (所得税法等の第十六条 特定年度については、税						
場合において、当該特定年度の前平成二十三年度以後の年度である第十六条の二 特定年度の前年度が	2 (略)	度を定めるものとする。安定した財源の確保が図られる年	的な改革をいう。)により所要の規定に従って行われる税制の抜本	年法律第十三号)附則第百四条の一部を改正する法律(平成二十一	制の抜本的な改革(所得税法等の第十六条 特定年度については、税						